

令和2年6月23日

首都圏青年ユニオン連合会



山川運輸株式会社

代表取締役 鈴木



## 回 答 書

令和2年6月19日付け「令和2年6月8日付け回答書に対する回答」（以下「本件回答書」といいます。）に関し、下記のとおり、回答します。

### 記

#### 1 日時

団交開催場所に係る協議が労使間で整ったことを確認した後、速やかにご連絡申し上げます。

なお、以下のとおり、当社が、新型コロナウイルス感染症拡大による開催の延期を理由に、団体交渉を拒否したことは一度もありません。

すなわち、貴組合は、当社に対し、令和2年4月6日付け「団体交渉申入書」で「開催場所」を「東京都内の貸会議室」とし、出席者を「当組合役員及び組合員（希望者全員）」とする団体交渉を申し入れましたが、翌7日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出されたことに伴い、当社は、貴組合に対し、Web 会議方式での開催を提案するとともに、貴組合の交渉体制の問題点を指摘し、その調整を依頼したところです。その後、当社は、貴組合作成の令和2年5月22日付け「団体交渉開催の申入れ」において、ようやく貴組合の交渉体制が整ったことを確認することができましたが、貴組合が同

書面で「開催場所」を「福岡市内の貸会議室」としたため、今度は、団体交渉開催場所に係る協議を労使間で行う必要が生じたものです。

また、貴組合作成の令和2年2月28日付け「                    の労働組合加入通知 兼 団体交渉申入書」記載の各要求事項に応じられない理由は、当社作成の令和2年3月19日付け「回答書」記載のとおりです。

このように、当社は労働関係法令を遵守して対応しています。

## 2 場所

新横浜駅又は品川駅周辺の貸会議室をご提案申し上げます。

ご提案の理由は、令和2年5月27日付け「回答書」記載のとおりです。

以下、若干補足します。

まず、          は、当社在職中のみならず、現在も神奈川県横須賀市に居住しており、上記場所（新横浜駅又は品川駅周辺の貸会議室）で団交することが          に格別の不利益をもたらすものではありません。昨日、当社神奈川営業所眞田所長から          の携帯電話に電話をかけ、          の退職後も未返却であった健康保険被保険者証と駐車許可証の返却を求めたところ、          から神奈川県横須賀市内の場所を指定され、同日午後1時45分頃、眞田所長が指定された場所付近で          と面会し、          から健康保険被保険者証等の返却を受ける一方、          に対し預かっていた印鑑を返却しました。          が、福岡で活動しておらず、現在も神奈川県横須賀市に居住していることは明らかです。

また、貴組合の事務局は、従前、東京都港区に所在していましたので、上記場所（新横浜駅又は品川駅周辺の貸会議室）で団交することが貴組合に格別の不利益をもたらすものではありませんでした。このことは、貴組合自身、「東京都内の貸会議室」を団交開催場所として指定したという経緯からも明らかです。ところが、貴組合は、組合員の多くが東京都から福岡に移り住みたいとの声が多かったとのもっぱら貴組合の事情により、福岡県福岡市博多区へその事

務局を移転したものであり（貴組合作成の令和2年6月1日付け「団交交渉開催の申入れ」参照）、貴組合自ら、基本となる団体交渉の開催場所に近いという利益を放棄したものと言わざるを得ません。このような場合、どちらがその経済的負担を負うべきかについては、「債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。」と定める民法485条ただし書が参考になります。

なお、貴組合作成の令和2年6月1日付け「団体交渉開催の申入れ」においては、■■■■が、当面、県をまたぐ移動を控えたいと主張されているとの記載がありましたが、本件回答書には同趣旨の記載がないため、上記場所（新横浜駅又は品川駅周辺の貸会議室）で団体交渉を開催することに特段の支障はなくなつたものと考えます。

### 3 出席者

双方、当事者含め5名以内（傍聴者なし）。

### 4 議題

■■■■の未払賃金及び未払賞与の支払について

### 5 録音等

各自の責任で録音を行う。

写真撮影、録画はご遠慮ください（個人が特定できない形のものも含む。）。

### 6 議事録

各自の責任で作成し、連名での議事録は作成しない。

### 7 最後に

当社が「福岡市内の貸会議室」での団交に応じないことに正当な理由が認められることは、前記2記載のとおりです。貴組合があくまで「福岡市内の貸会議室」での団交に固執する場合、やむを得ず、福岡県労働委員会において当社対応の正当性を主張していくことにならざるを得ないと考えています。

仮にそのような事態に至ったとしても、当社が福岡県労働委員会に出頭するのは上記主張のためであり、団体交渉のためではなく、「福岡市内の貸会議室」での団体交渉に応じることはできませんので、念のため申し添えます。

以上